

押印を求める手続の見直しのための文部科学省関係政令の一部を改正する政令 新旧対照表

目次

○日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）	1
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）	2
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	3
○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）	4
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）	5
○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）	6

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">（私学振興債券申込証）</p> <p>第八条 私学振興債券の募集に応じようとする者は、私学振興債券申込証に、その引き受けようとする私学振興債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（私学振興債券申込証）</p> <p>第八条 私学振興債券の募集に応じようとする者は、私学振興債券申込証にその引き受けようとする私学振興債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（センター債券申込証）</p> <p>第八条 センター債券の募集に応じようとする者は、日本スポーツ振興センター債券申込証（以下「センター債券申込証」という。）に、その引き受けようとするセンター債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（センター債券申込証）</p> <p>第八条 センター債券の募集に応じようとする者は、日本スポーツ振興センター債券申込証（以下「センター債券申込証」という。）にその引き受けようとするセンター債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p>（国立大学法人等債券申込証）</p> <p>第十四条 国立大学法人等債券の募集に応じようとする者は、国立大学法人等債券の申込証（以下「国立大学法人等債券申込証」という。）に、その引き受けようとする国立大学法人等債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（国立大学法人等債券申込証）</p> <p>第十四条 国立大学法人等債券の募集に応じようとする者は、国立大学法人等債券の申込証（以下「国立大学法人等債券申込証」という。）にその引き受けようとする国立大学法人等債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（日本学生支援債券申込証）</p> <p>第十一条 日本学生支援債券の募集に応じようとする者は、日本学生支援債券申込証に、その引き受けようとする日本学生支援債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（日本学生支援債券申込証）</p> <p>第十一条 日本学生支援債券の募集に応じようとする者は、日本学生支援債券申込証にその引き受けようとする日本学生支援債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（日本原子力研究開発機構債券申込証）</p> <p>第十一条 日本原子力研究開発機構債券の募集に応じようとする者は、 日本原子力研究開発機構債券申込証に、その引き受けようとする日本 原子力研究開発機構債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載 しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（日本原子力研究開発機構債券申込証）</p> <p>第十一条 日本原子力研究開発機構債券の募集に応じようとする者は、 日本原子力研究開発機構債券申込証にその引き受けようとする日本原 子力研究開発機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記 名押印しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令（平成二十八年政令第十二号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">（機構債券申込証）</p> <p>第六条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券申込証（以下「機構債券申込証」という。）に、<u>その引き受けようとする機構債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（機構債券申込証）</p> <p>第六条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券申込証（以下「機構債券申込証」という。）に<u>その引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>